

最近の判例から

宅地の耐震性と瑕疵担保責任

(仙台地判 平八・六・一一 判時一六二五一八五) 村上 秀樹

造成宅地の耐震性に關し、過去の経験から予測し得る震度5程度の地震には耐え得る強度を有し、造成宅地の技術水準に適合したものについては、瑕疵は認められないとして、売主である市の瑕疵担保責任を否定した事例（仙台地裁 平成八年六月一一日判決 控訴判例時報一六二五号八五頁）。

一 事案の概要

買主Xらは、昭和四五、六年頃、売主Y市から造成分譲地を買い受け、建物を建築した。本件分譲地は、市北東部の丘陵地帯の丘を削り、谷を埋め立てて宅地造成等規制法の許可を受け造成した宅地であった。

その後、昭和五三年六月一二日、宮城県沖地震（マグニチュード7・4、気象庁発表Y市震度5）が発生し、Xらの宅地が陥没、沈下し、建物が損壊した。

二 判決の要旨

これに対し、裁判所は次のような判断を下した。

(1) 造成宅地の瑕疵については、①過去の地震の回数、頻度、震度等からみて、将来発生する可能性が経験的に予測される規模の地震に対する耐震性を具備しているか否か、

②この規模を超える地震については、地盤条件の調査、工法についての基準又は経験則があるときは、これに適合する工事であ

Xらは、Yの造成工事の欠陥により、本件宅地には地すべり、亀裂、沈下隆起等が発生しやすい瑕疵があつたとして、Yに対し瑕疵担保責任に基づく損害賠償を請求した。

Yは、本件宅地造成工事は法令基準に従つており、本件地震は震度6に近く、Xらの被害は不可抗力であると主張した。

(2) 本件売買當時、Y市周辺においては、震度5程度の地震が発生する可能性が予測されており、本件宅地は震度5程度の地震に耐え得る強度を有していたが、本件分譲地の震度は、三滝玄武岩層がないこと等もあって、6程度に及び、経験的に通常発生が予測された地震の規模を超えていたとし、

(3) 本件造成工事当時、宅地造成に関し、震度6程度の地震に対する耐震性との関係で地盤条件を含めてどのような調査をし、どのような工法をとるべきかについては、明確な基準ないし一般的な経験則はなかつたとし、

(4) 本件造成工事においては、杜撰な工法がとられたとか、締固めが不十分であつたとは認められず、通常なされる常識的な造成工事であつて、当時の技術水準に達しない施工であるとは認められないから、

(5) 本件宅地には瑕疵がないとして、Xらの請求を棄却した。

三 まとめ

宅地の耐震性について、仙台地判平四・四・八（判時一四四六一九八）は、「少なくとも震度5程度の地震に対しして安全性の有無を基準として、判断するのが相当である」ところ、

本件地震は震度6とみなすのが妥当であり、隠れたる瑕疵があつたとはいえない、とした。

本件判決は、これを一步進めて、詳細な判断を下し、明確な基準がない以上、当時の通常の技術的基準を満たしておれば足りるとした。大震災の際の判断基準として、注目される。

最近の判例から

自殺物件の価額と瑕疵担保責任

（浦和地裁川越支判 平九・八・一九 判タ九六〇一—八九） 田中 稔

建物価額を加味しないで売買価額が定められ、建物の瑕疵担保責任の免責特約がある場合でも、同物件で縊首自殺のあつたときは、売主は瑕疵担保責任を負うとされた事例（浦和地裁川越支部 平成九年八月一九日判決確定 判例タイムズ九六〇号一八九頁）。

一 事案の概要

買主Xは、平成六年二二月、売主Y₁から土地を、Y₂（Y₁の母）から建物を、総額七、一〇〇万円で買い受け、代金を完済して、平成七年四月三日引渡しを受けた。

しかし、その五日後、本件建物でA（Y₁の父、Y₂の夫）が平成六年七月首吊り自殺をしていたことが判明した。

Xは、平成八年一月、Bに対して、本件建物を撤去して、本件土地を六、三〇〇万円で売却した。Xは、Yらに対し、損害賠償を請求した。

二 判決の要旨

これに対し、裁判所は、次のような判断を下した。

- (1) 本件売買契約締結にあたつては、土地建物は一体として売買目的物件とされ、その代金額も全体として取り決められ、同建物で自殺のあつたことは交渉過程で隠されたまま契約が成立したのであって、同自殺の存在が明らかになれば、価額の低下が予想